資料②

黒部市
CITY OF KUROBE

Press　Release

黒部市 発表
令和７年 11 月 28 日（金）

報道関係者　　各位

【照会先】
黒部市総務課
総務課長　　吉田　雅之
総務課主幹　宮崎　香織
電話　０７６５（５４）２１１２

条例の一部改正（12 月定例会　提出案件）

以下のとおり、条例の制定等について 12 月定例会に議案として提出します。

【①黒部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について】

１　目的

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布（令和６年６月 12 日）により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設され、令和８年度から国の給付事業として全ての市町村において本事業を実施することから、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するもの。

２　内容

国の基準に準じ、下記の基準を定める。（主なもの）

①　乳児等通園支援事業者の一般原則（心構え、必要な設備など）
②　非常災害対策
③　衛生管理
④　食事
⑤　設備基準
⑥　職員の基準及び配置基準

３　施行期日

公布の日

【②黒部市議会議員及び黒部市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び黒部市議会議員及び黒部市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について】

１　目的

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和７年６月４日公布）の施行に伴い、これに準じる当該２条例について所要の改正を行うもの。

２　内容

公費負担に係る単価の改正

(1) 黒部市議会議員及び黒部市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
　選挙運動用ポスター作成単価：改正前　541 円 31 銭/枚
　　改正後　586 円 88 銭/枚

(2) 黒部市議会議員及び黒部市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例
　選挙運動用ビラ作成単価：改正前　７円 73 銭/枚
　　改正後　８円 38 銭/枚

３　施行期日

公布の日

【③黒部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

１　目的

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行（令和７年 10 月１日）により、保育所や放課後児童健全育成事業等の職員等による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、これに影響を受ける本条例について所要の改正を行うもの。

２　内容

引用する法の規定に新たな規定が追加されたことに伴う規定の整備（項番号の付記）

３　施行期日

公布の日

【④黒部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

１　目的

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行（令和７年 10 月１日）により、保育所や放課後児童健全育成事業等の職員等による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、これに影響を受ける本条例について所要の改正を行うもの。

２　内容

引用する法の規定に新たな規定が追加されたことに伴う規定の整備（項番号の付記）

３　施行期日

公布の日

【⑤黒部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

１　目的

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行（令和７年 10 月１日）により、保育所や放課後児童健全育成事業等の職員等による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、これに影響を受ける本条例について所要の改正を行うもの。

２　内容

引用する法の規定に新たな規定が追加されたことに伴う規定の整備（項番号の付記等）

３　施行期日

公布の日

【⑥黒部市黒部宇奈月温泉駅交通広場条例の一部改正について】

１　目的

黒部宇奈月温泉駅東口広場の有効利用と賑わい創出を図るため、当該広場の運用を変更することとし、本条例について所要の改正を行うもの。

２　内容

駅東口広場の乗入れ可能車両に「旅館等の送迎バス」を追加する。

		改正前	改正後
駅東口広場に乗入れできる車両		路線バス（４路線／新幹線市街地線・新幹線生地線・おもてなし魚津直行便・あさひまちエクスプレス） 貸切バス（ツアーバス等） タクシー	路線バス（４路線／新幹線市街地線・新幹線生地線・おもてなし魚津直行便・あさひまちエクスプレス） 貸切バス（ツアーバス等） **送迎バス（旅館等）（追加）** タクシー
使用料	路線バス	１台につき年額 15,000 円	同左
	貸切バス	１台につき１回 500 円 ※降車のみは無料	同左
	送迎バス	－	**１台につき年額 10,000 円**
	タクシー	１台につき年額 10,000 円 ※待機場を利用する場合 （乗降場の利用は無料）	同左

３　施行期日

令和８年４月１日

【⑦黒部市営住宅条例の一部改正について】

１　目的

老朽化により入居者の募集を停止している長屋市営住宅について、令和７年２月に入居者が全て退去したことから、長屋市営住宅を用途廃止することとし、本条例について所要の改正を行うもの。

２　内容

市営住宅の設置の規定中、長屋市営住宅を削除する。

３　施行期日

公布の日

【⑧黒部市農業集落排水処理施設条例等の一部改正について】

1　目的

災害その他非常の場合において、被災した家庭等の給排水設備の早期復旧を図るため、下記の４条例について所要の改正を行うもの。

2　内容

災害その他非常の場合に、本市指定の給排水設備工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、他市町村長が指定した工事事業者でも給排水設備工事を実施することを可能とする規定の整備

（改正する条例）

・黒部市農業集落排水処理施設条例
・黒部市下水道条例
・黒部市水道給水条例
・黒部市簡易水道給水条例

3　施行期日

公布の日

【⑨黒部市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について】

1　目的

昨今の光熱水費等諸経費の高騰に加え、県内他病院において料金改定の動きが広がっている状況を踏まえ、黒部市民病院においても、適正な料金設定を行うため、本条例について所要の改正を行うもの。

2　内容

(1) 特別施設使用料（個室利用の差額ベッド代）の変更

項目		単位	改正前	**改正後**
特別室（バス・トイレ・和室付）		1人1日	11,520円	**13,000円**
個室	A		6,280円	**7,000円**
	B		4,180円	**5,000円**
	C		3,150円	**3,500円**
	D		2,100円	**2,500円**
２人室			1,050円	**1,500円**
産科個室	A		5,709円	**6,300円**
	B		3,800円	**4,500円**

(2) 健康診断料（人間ドッグ料）の変更

項目	単位	改正前	**改正後**
Cコース（２日ドック）	1回	74,800円	**廃止**
Dコース（２日ドック）		137,500円	**廃止**
PET/CTコース		99,000円	**101,600円**
肺ドックコース		14,300円	**16,800円**
脳ドック		22,000円	**23,400円**
睡眠時無呼吸検査		6,600円	**7,900円**
乳がん検診		4,400円	**6,200円**
乳腺超音波検査		－	**3,900円**
子宮がん検診(頸部＋体部＋超音波)		4,400円	**13,400円**

子宮がん検診(頸部＋超音波)		―	9,400円
HPV検査		4,400円	4,300円
喀痰検査		―	3,500円
ホルター心電図検査		―	19,300円
骨粗鬆症検査		―	4,000円
PSA検査		―	2,900円
HCV抗体検査		―	2,700円

(3) スポーツ医科学チェック料の変更

項目	単位	改正前	改正後
メディカルチェック	1回	3,300円	5,500円
個別専門評価指導		―	5,500円
専門測定		1,650円	2,200円
心肺運動負荷試験（CPX）		1,650円	2,200円
運動相談指導		1,100円	1,500円

(4) 診断書及び証明書交付手数料の変更

項目	単位	改正前	改正後
一般診断書	1通	1,650円	2,200円
死亡診断書		2,200円	3,300円
死体検案書		4,400円	5,500円
年金に関する診断書		3,300円	4,400円
生命保険受給に関する診断書		3,300円	5,500円
身体障害や特定の疾患等の認定に関する診断書（初回）		2,750円	5,500円
身体障害や特定の疾患等の認定に関する診断書（2回目以降）		―	4,400円
自動車損害賠償責任保険に関する診断書		4,400円	5,500円
裁判に関する診断書		5,500円	6,600円
その他診断書		1,650円	2,200円
一般証明書		1,650円	2,200円
生命保険受給に関する証明書		3,300円	5,500円
自動車損害賠償責任保険受給に関する証明書		2,200円	3,300円
その他証明書		1,650円	2,200円

３　施行期日

令和８年４月１日